所田士 げ. カ	所明古石	所 明 邢 匕
質問者氏名	質問事項	質 問 要 旨 箱根の重要な観光地である大涌谷周辺
12番	1 大涌谷噴火レベ	の火口周辺規制となった時点で、観光客
折橋 尚道	ル2火口周辺規制下	
	での観光客減少に	の減少が著しくなり、それにより雇用者
	よる事業所および	を解雇若しくは待機の状態にせざる得な
	雇用者支援につい	くなっている事業所は多くあります。特
	て	に資金力の乏しい中小の事業者は苦しい
		立場に至っております。
		5月22日各社の新聞で大涌谷周辺は、
		水蒸気噴火の恐れがあるとし、同様の警
		戒をする必要があるとしていました。ま
		た、神奈川県議会防災警察常任委員会で
		温泉地学研究所所長の報告によると、「今
		までの例から考えて、群発地震はすぐに
		おさまりそうにない。2~4ヶ月くらい
		続くと覚悟しないといけない」との見通
		しを示したとされています。そのような
		事態になれば、夏の行楽シーズンに突入
		することを想定して、誘客はもとより、
		事業所や雇用者の支援対策に着手しなけ
		ればなりません。
		そこで、私たち至誠会議員団は、5 月
		20 日に気象庁地震火山部火山課火山防
		災情報調整室・経済産業省中小企業庁・
		厚生労働省職業安定局雇用開発部・観光
		庁観光地域振興課それぞれの担当室長・
		課長・係長と面談し、大涌谷の現状確認、
		考えられる支援策に関しての検討をして
		まいりました。そこで、今後の大涌谷の
		状況、事業所・雇用者に関する支援策等
		について以下伺います。

- ① 地震予知、火山噴火に関する情報やデーターは、県温泉地学研究所と気象庁とはオンラインでデーターのやりとりがされており、リアルタイムでの共有した観測が出来ています。また、5月13日より大涌谷に新たに遠望カメラ、空震計の設置がされ、観測体制が強化されました。現在の箱根町は気象庁、温泉地学研究所との連携はどのようになっておりますか。夜間等の対応も含めて伺います。
- ② 今の大涌谷の状態では災害救助法の 適用には至らないために、中小企業庁 内の平時の支援策を利用するしか方 法がないようです。利用できる支援策 としては、セーフティーネット貸付が 適用可能な金融支援策でした。これか らこのセーフティーネット貸付を利 用する場合の利用法やどのような状 態の事業所が利用可能か伺います。
- ③ 大涌谷の影響で雇用者が解雇や自宅 待機となっています。雇用の維持を図 る事業者支援する制度として、雇用調 整助成金制度があります。この事業は 景気の変動、産業構造の変化などに伴 う経済上の理由によって事業活動の 縮小を余儀なくされた事業主が、一時 的に休業等または出向を行って労働 者の雇用維持を図る場合に、休業手 当、賃金などの一部を助成する制度が ありますが、この制度の利用につい て、今の状況下で適用が可能ですか。

- ④ 東日本大震災の時にも町独自の支援 策を提案されましたが、同じような取 り組みをされるのでしょうか。
- ⑤ 観光庁の風評被害の対応を考慮した 対策として、国内旅行業者に対する周 知、JNTO・観光庁による情報発信を 強化するとのことでした。私たちに先 立ち5月15日に町長は箱根町におい て、川瀧観光庁観光地域振興課長、澤 井関東運輸局企画観光部長と会談を され、箱根の現状と風評被害の防止や 観光庁による各種の支援要請をされ ました。正確な情報発信として箱根町 自ら行うだけでなく、多くの関係機関 からの情報発信が期待できるとれて いると思いますが、内容を聞かせてく ださい。
- ⑥ 国はオリンピック・パラリンピックを 起爆剤として、強力に観光立国目指し て行くとしています。しかし、観光産 業に対するセーフティーネットが充 分に整備されていません。そこで、県 や国に支援策強化やそれを保証する 新たな法律の制定を要望することが 必要と思われますが、町長の考えを伺 います。